

三原市立沼田東小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめが後を絶たない。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを深く認識し、いじめ防止の積極的な取組を推進していくことは喫緊の課題である。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行された。これは、社会総がかりでいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律であり、その第8条では、学校及び教職員の責務として、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むこととともに、いじめが発生した際には適切且つ迅速に対処する義務があることが明記されている。また、第13条では、学校は、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることが義務づけられている。

本校における、いじめ防止及び早期発見といじめ発生時の対応等について、組織的・計画的な生徒指導を推進していくための具体的な取組をここに確認し、教職員全員が一丸となって、いじめ防止及び早期発見に向けての取組を推進していく。私たち沼田東小学校教職員は、いじめ防止基本方針を日々の教育活動の指針とし、児童を守り、いじめに向かわない子どもを育てる教育活動を進めていく。

また、いじめ防止は、心豊かで安全・安心・快適な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることを踏まえ、いじめのない学校づくりに留まることなく、保護者や地域を巻き込んだ取組を一層進めることにより、いじめのない社会づくりを目指した取組を推進していく。

2 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。
- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査⁶の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持

たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止についての基本的な方向

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的且つ計画的にいじめのない学校をつくるために、本校教職員及び、保護者、地域等、関係者の共通認識を図り、実践を進めていく。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 組織の設置について

いじめ防止委員会を中心に、組織的にいじめ防止及び早期発見の取組を進めるとともに、いじめ事案やのいじめが疑われる事案に対しては、いじめ対応マニュアルに沿って、迅速且つ的確な対応を組織的に行う。

【三原市立沼田東小学校いじめ防止委員会】

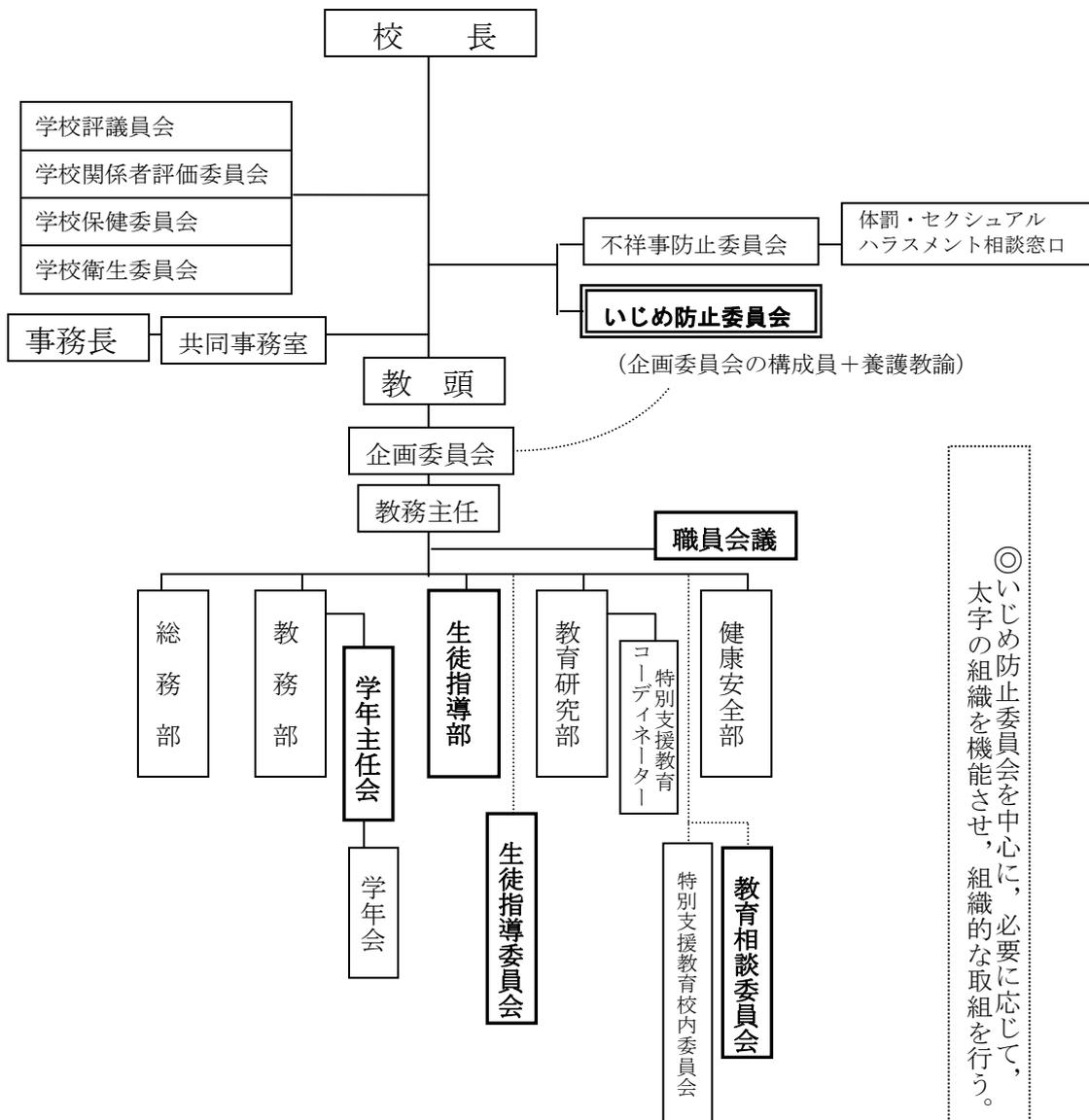
<構成員> 委員長：校長 副委員長：教頭 議長：生徒指導担当 記録：養護教諭
教務主任・研究主任・保健主事・特別支援コーディネーター
その他、必要に応じて関係の学年主任及び学級担任等

<委員会の開催>

定例：月1回(第1火曜日)

臨時：必要に応じて緊急の委員会を招集する。

<組織図>



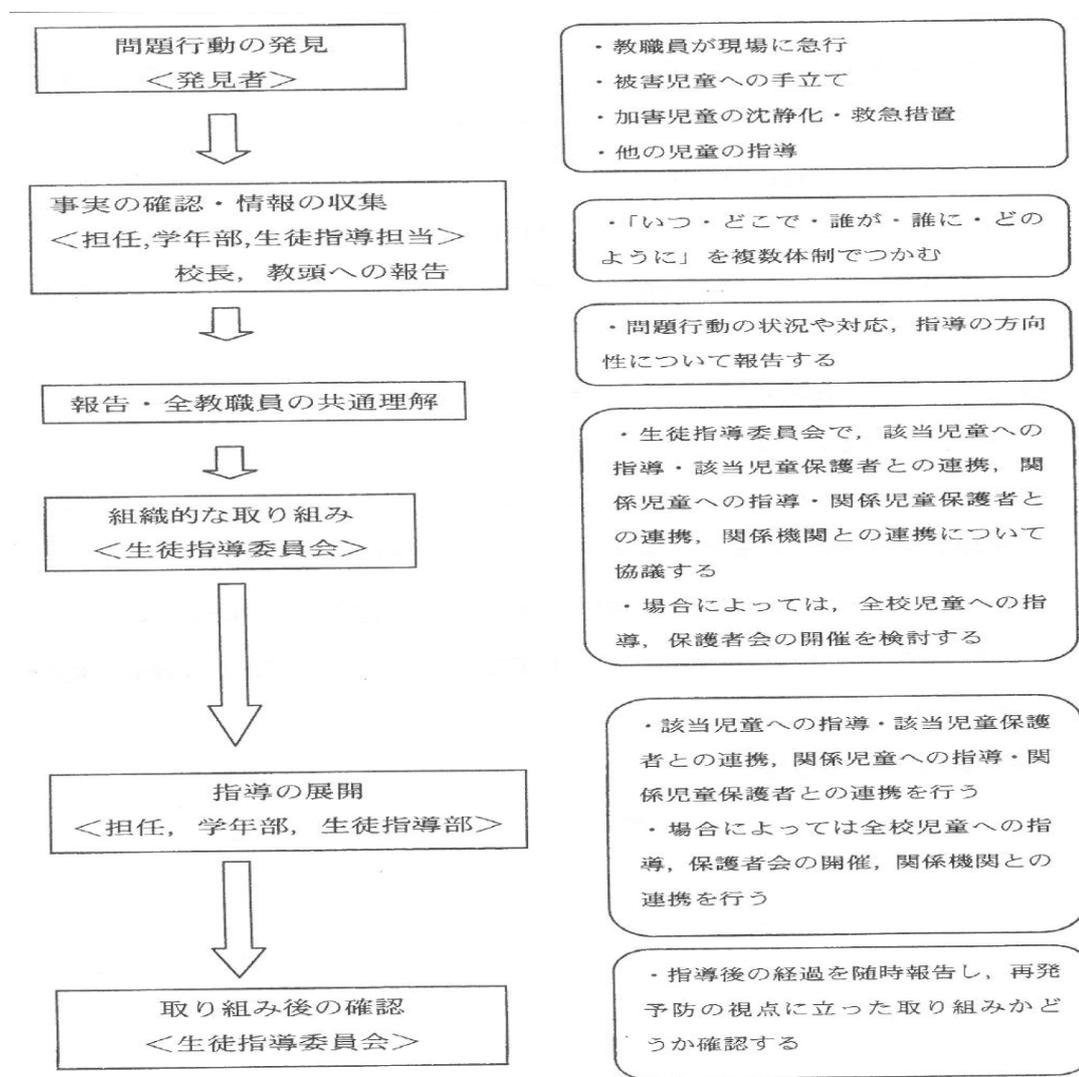
<主な役割>

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組(年間計画の作成・実行等の確認)
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの状況把握及び分析
- ④いじめに関する情報収集・記録・共有及び、記録の保存・引継ぎ
- ⑤いじめ事案を受けての緊急会議の開催
 - ・情報共有
 - ・事実関係の聴取

- ・指導や支援体制整備
(いじめを受けた児童・いじめを行った児童)
 - ・対応方針決定
 - ・保護者連携及び支援
(いじめを受けた児童の保護者・いじめを行った児童の保護者)
- ⑥全教職員への経過報告及び指導，研修の実施他
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他，いじめの防止に係ること

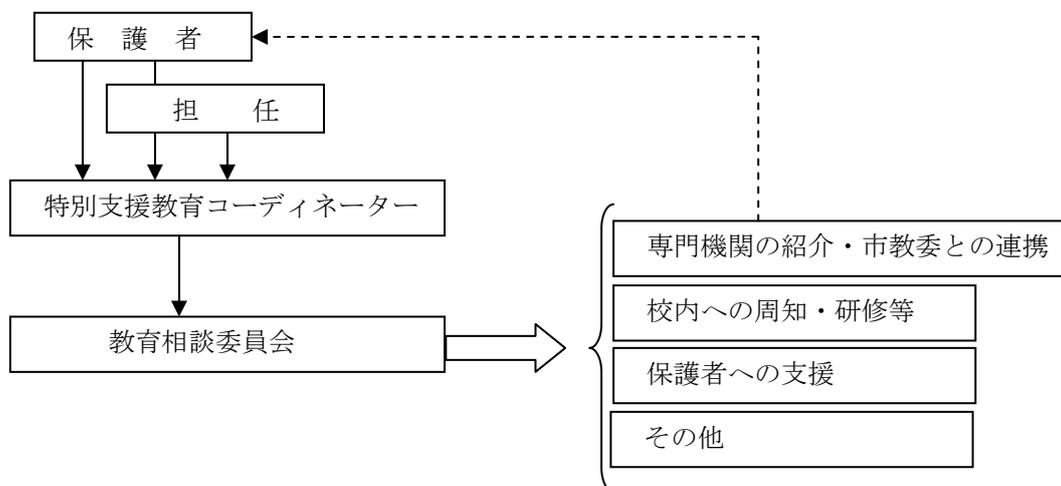
7 生徒指導体制，教育相談体制について

<生徒指導の対応>



※いじめの事案及び，いじめが疑われる事案は，いじめ防止委員会で対応する。

<教育相談の流れ>



8 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることである。全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく教育活動を推進していく。

<いじめ防止のための年間計画の作成>

いじめ防止委員会を中心とした、系統性・組織性が明確な年間計画を作成し、基本方針に示した取組を、年間を通して、いつ・だれが・何を・何のために・どのように実施し、どう検証するのかを明らかにした行動計画とし、全教職員で共有し、実践していく。

<わかる授業・すべての児童が参加、活躍する授業づくりを進める。>

- 授業研究の実施
- 学習規律の徹底
- 生徒指導の3機能を生かした授業づくり(研修の実施・授業研究の実施)
- 他学年、他学級の授業参観(教師・児童)
- 座席表(指導案)の活用

<体験的な活動を計画的に実施する。>

- 6年間を見通した、社会体験や生活体験の場の設定
- 沼田東幼稚園との計画的な交流
- 異学年交流の意図的、計画的な実施

<好ましい人間関係づくりのための指導を計画的に実施する。>

- 時期を設定して、全校での指導を実施する。(6月・10月)
 - 道徳の時間・学級会・児童会の活動(児童朝会等)
- ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた学級集団づくりを行う。

<あらゆる教育活動において、達成感・充実感のある実践を進める。>

- 学校行事や日々の授業、生活等において、常に、めあてや目標をもたせ、児童が達成感をもつ取組を重ねていく。
- 児童の様子を丁寧に見取り、当たり前に行っていることにも認める言葉かけを行い、児童の言動を「価値づける」働きかけを行う。(評言)

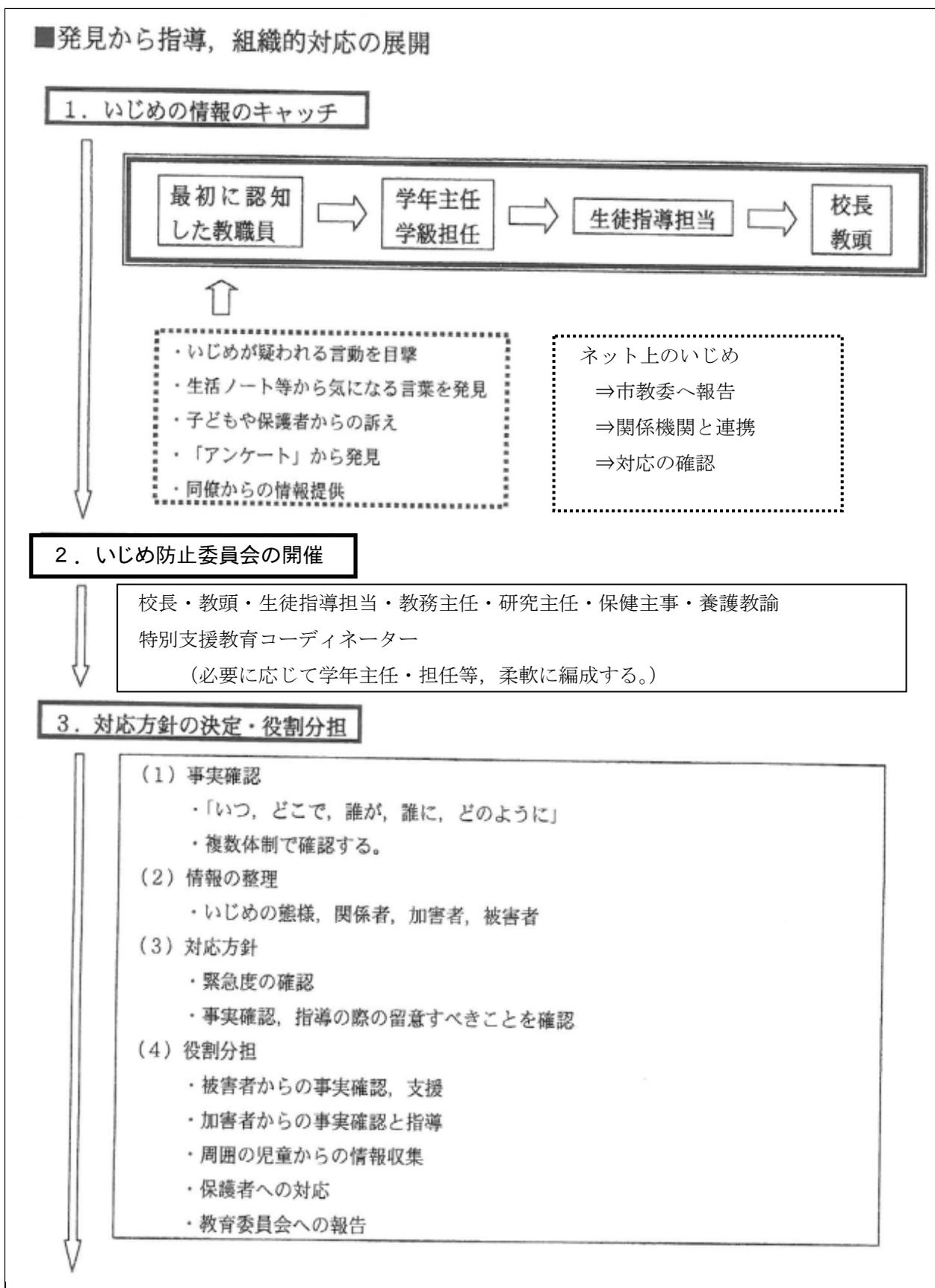
<計画的な研修を実施する。>

- いじめ防止に係る校内研修を計画的に実施する。
- 各部において、上記の未然防止の取組内容に係る研修を計画的に実施する。
- ネット上のいじめについて、研修を行う。

(2) 早期発見の取組

- 教職員研修の実施
 - ・児童理解、児童の些細な変化に気付くこと、事実確認の仕方など
- 気になる行動や変化等に対して、教職員が共有するしくみをつくる。
 - ・5W1Hの付箋メモを生徒指導担当が児童別に集約し、次の対応を行う。
- 児童の些細な変化に気付くための方法として、次の事柄を共通認識し、実施する。
 - ・健康観察は担任が呼名し、一人一人の顔を見て行う。
 - ・日記の内容から
 - ・休憩時間の様子
 - ・保健室来室の状況の把握と情報の共有
- 情報収集及び、相談体制の整備
 - ・児童・保護者へのアンケートの実施(学期に1回)
 - ・児童への面談の実施(1回)
 - ・学校だよりでの周知
 - (担任に限らず、誰でも話しやすい教職員に、いつでも相談してください。)
 - ・学級懇談会、地域懇談会

3) いじめへの対処について



4. 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

・ 事実確認は、被害者→周囲にいる児童→加害者の順に行う。

<事実確認の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事実確認は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

5. 報告・全教職員の共通理解

- (1) 問題行動の状況や対応、指導の方向性について報告する。

6. 組織的な取り組み

- (1) 被害者への支援・指導・経過観察をする。
- (2) 加害者への指導・経過観察をする。
- (3) 全体への指導を行う。
- (4) 該当児童保護者との連携を行う。
- (5) 必要に応じて関係機関との連携を行う。

7. 取り組み後の確認

- (1) 指導後の経過を報告する。
- (2) 再発防止の視点に立った取り組みの方向を確認する。
- (3) 今後の取り組み内容を確認する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

<各種アンケート結果による検証>

学校評価の取組やアンケート結果から、未然防止及び早期発見等に係るあらゆる教育活動が適切になされているかを検証し、分析・改善につなげていく。

(対象)	アンケートの種類	実施時期
児童	・学校評価アンケート（児童用） （授業について・ルールについて）	・7月・2月
	・いじめ・体罰・セクハラアンケート	・7月・12月・2月
保護者	・学校評価アンケート	・7月・2月
	・いじめ・体罰・セクハラアンケート	・7月・12月・2月
教職員	・いじめ・体罰・セクハラアンケート	・7月・12月・2月

9 教職員の資質能力向上について

(1) 児童を守り、いじめに向かわない子どもを育てる教育活動を進めていくための研修を計画的に実施する。

※前項8の、いじめ防止についての具体的な取組内容【(1)未然防止のための取組 (2)早期発見の取組】が、適切に実践できるように、各分掌において校内研修を実施する。

(授業改善・生徒指導・学級集団づくり・特別活動・道徳の時間・
ソーシャルスキルトレーニング・特別支援教育 など)

(2) いじめへの対処及び、重大事態への対処について、いじめ防止委員会による研修を実施し、事案発生時に迅速かつ的確な対応ができるようにする。

10 地域や家庭との連携について

<地域との連携>

○沼田東連合町内会青少年育成部との連携

・役員会並びに理事会において、地域での児童の様子やいじめ防止に係る内容及び学習会を設定する。

○民生委員、児童委員、老人クラブ等との連携

・ゲストティーチャーとして招聘した際に、いじめ防止対策推進法・学校いじめ防止基本方針について紹介し、協力を要請する。

<家庭との連携>

・学級懇談会で、いじめ防止に係る内容を学習する時間を設定する。(学期に1回)

・PTA 総会において、いじめ防止対策推進法・学校いじめ防止基本方針について周知する。

・PTA 役員会において、いじめ防止に係る学習会の時間を設定する。

11 保護者，児童生徒の代表，地域住民などが参加した取組について

○青少年健全育成のためのボランティア活動 ～11月 第2日曜日

クリーン活動・ふれあいコンサート・バザー

主催：沼田東連合町内会青少年育成部

共催：沼田東小学校 PTA（バザー）

○地域とともに子どもを育むためのイベントの開催 ～8月

（平成25年度 ドミノ大会）

主催：三原青年会議所

共催：沼田東連合町内会青少年育成部

沼田東小学校・沼田東小学校 P T A ・沼田東小学校おやじの会

12 外部講師等の活用

○三原警察署生活安全課より講師を招聘し，計画的に研修会並びに学習会を実施する。

（ネット上でのいじめ，携帯電話の危険性等の話を含む）

<児童対象>

・高学年児童へ携帯電話の危険性やネット上のいじめについての話

<教職員対象>

・校内研修

<保護者・地域対象>

・PTA 役員の学習会

・沼田東連合町内会青少年育成部の役員会